

一般廃棄物処理業許可証

住 所 岩手県奥州市水沢東大通り三丁目7番15号  
 氏 名 株式会社オイラー  
 代表取締役 山崎 一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に規定する一般廃棄物処理業について、次のとおり許可します。

令和6年3月26日

一関地区広域行政組合

管理者 一関市長 佐藤 善仁



許可の年月日	令和6年4月1日
許可の有効期限	令和8年3月31日
一般廃棄物処理業の許可の種類	一般廃棄物（ごみ）収集運搬業 家庭系一般廃棄物（ごみ）、事業系一般廃棄物（ごみ）、適正処理困難物 リサイクル法等対象物
許可の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 許可業を行う区域は、一関地区広域行政組合管内とする。</li> <li>2 許可業に使用する車両は、令和6年3月1日付けの一般廃棄物処理業許可申請書に記載の車両とし、変更する場合はその都度届出をすること。</li> <li>3 適正処理困難物は、一関地区広域行政組合処理施設への搬入は禁止する。</li> <li>4 産業廃棄物の混載は禁止する。</li> <li>5 一関市（一関地域、花泉地域）及び平泉町から排出された一般廃棄物（ごみ）は一関清掃センターに、一関市（大東地域、千厩地域、東山地域、室根地域、川崎地域及び藤沢地域）から排出された一般廃棄物（ごみ）は、大東清掃センターに搬入すること。</li> <li>6 収集した廃棄物は適正に分別し、減量化・再資源化に努めること。</li> </ol>
許可の更新変更の状況	<p>平成18年4月1日 一関地区広域行政組合更新許可 一般廃棄物（ごみ）収集運搬</p> <p>平成20年4月1日 一関地区広域行政組合更新許可 一般廃棄物（ごみ）収集運搬</p> <p>平成22年4月1日 一関地区広域行政組合更新許可 一般廃棄物（ごみ）収集運搬</p>

(以下、裏面記載)

許可の更新 変更の状況	平成24年4月1日	一関地区広域行政組合更新許可 運搬	一般廃棄物（ごみ）収集
	平成26年4月1日	一関地区広域行政組合更新許可 運搬	一般廃棄物（ごみ）収集
	平成28年4月1日	一関地区広域行政組合更新許可 運搬	一般廃棄物（ごみ）収集
	平成30年4月1日	一関地区広域行政組合更新許可 運搬	一般廃棄物（ごみ）収集
	令和2年4月1日	一関地区広域行政組合更新許可 搬	一般廃棄物（ごみ）収集運
	令和4年4月1日	一関地区広域行政組合更新許可 搬	一般廃棄物（ごみ）収集運
	令和6年4月1日	一関地区広域行政組合更新許可 搬	一般廃棄物（ごみ）収集運